

## 周南市観光パンフレット制作業務委託プロポーザル実施要領

### 1 目的

この実施要領は、周南市観光パンフレット制作業務委託（以下「本業務」という。）の契約の相手方となる事業者を公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものです。

### 2 業務概要

#### (1) 業務名

周南市観光パンフレット制作業務委託

#### (2) 業務の目的

周南市観光パンフレット「ゆる旅のススメ」は、初版から 10 年近くが経過し、増刷の度に掲載内容の追加・修正を実施してきたが、コロナ禍において近場を観光するマイクロツーリズムに注目が集まる中、掲載内容や構成を現状に即したものに直すため、この度リニューアルを行い、来訪者のニーズに応えられる観光パンフレットを作成する。

#### (3) 業務内容（詳細は別添仕様書を参照）

観光パンフレット制作に係る、企画・構成・取材・撮影・ライティング・マップ作成・編集・印刷等のすべての業務

#### (4) 業務期間

契約締結の日から令和 5 年 3 月 17 日まで

#### (5) 履行場所

周南市内

#### (6) 業務に要する費用（提案上限額）

金 1, 3 4 7, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、この金額は、提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではないことに留意してください。

### 3 参加資格

本プロポーザルに参加をしようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たしていることが必要です。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加表明書の提出時点において、令和 4・5 年度「周南市競争入札参加資格者名簿（業務委託）」の（大分類）6 企画・制作の（小分類）7 デザイン企画に登録されている者であること。
- (3) 参加表明書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を周南市から受けていない者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (4) 周南市入札契約からの暴力団等排除要綱（平成 24 年周南市要綱第 37 号）別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。

### 4 参加手続

#### (1) 実施要領・仕様書の確認

##### ① 公告日

令和 4 年 7 月 14 日（木）

##### ② 公告方法

周南市公式ホームページ

##### ③ 関係書類の入手方法

本プロポーザルに係る実施要領等の関係書類は、下記の周南市ホームページからダウンロード可能です。また、地域振興部観光交流課でも配布します。

URL <https://www.city.shunan.lg.jp>

#### (2) 参加表明書の提出

##### ① 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び周南市契約

に関する規則等の各規定を理解した上で、次のとおり必要書類を提出してください。

ア 参加表明書（様式1）

イ 会社概要書類（任意様式。パンフレット等でも可。）

ウ これまでに行った同様又は類似の業務実績表（任意様式）

## ②提出期限

令和4年7月29日（金）17時必着

## ③提出場所

周南市地域振興部観光交流課

〒745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地

## ④提出方法

郵送又は持参

※ 持参の場合の受付時間帯は、土・日・祝日を除く8時30分から17時までとします。

※ 郵送の場合は書留を利用し、期限までに到達するよう送付してください。郵送事故等により申込書類等が提出先に到達しなかったことによる異議を申し立てることはできません。

## ⑤提出部数

提出書類各1部

## ⑥参加資格確認結果

参加表明書提出者に対し、「参加資格審査結果通知書（様式2）」を通知します。

## 5 質問の受付及び回答

### （1）質問方法

実施要領、仕様書等に係る質問は、質問票（様式3）によるものとし、電子メールにより提出してください。なお、質問書提出後には、必ず電話により受信確認を行ってください。

### （2）受付期間

令和4年7月14日（木）から7月25日（月）17時までとします。

(ただし受信確認は、土・日・祝日を除く 8 時 30 分から 17 時までとします。)

(3) 提出先メールアドレス及び受信確認先

観光交流課 E-mail : kanko@city.shunan.lg.jp

電話番号 : 0834-22-8372

(4) 回答方法

令和 4 年 7 月 26 日 (火) 17 時まで、随時市ホームページに掲載します。

6 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類

本プロポーザルの参加者は、次のとおり企画提案書等を提出してください。

項目	内容	様式・版
企画提案書	<ul style="list-style-type: none"><li>● パンフレット全体のコンセプト</li><li>● 紙面構成案</li><li>● デザイン案(表紙や紙面がイメージできるもの)</li><li>● 業務実施体制及び業務実施スケジュール</li></ul> ※ 副本には、社名や企業ロゴなど、提案者が認識できるものを記載しないこと。	<ul style="list-style-type: none"><li>・任意様式</li><li>・A 4 版</li></ul> (縦・横不問) <ul style="list-style-type: none"><li>・片面印刷</li></ul>
見積書及び内訳書	<ul style="list-style-type: none"><li>● 見積書は、代表者印を押印し、封筒に入れて封緘して提出すること。</li><li>● 消費税及び地方消費税を含むこと。</li><li>● 業務内容及び人件費等の積算内容が分かるように記載すること</li></ul>	任意様式 A 4 版

(2) 提出期間

令和 4 年 8 月 2 日 (火) から令和 4 年 8 月 17 日 (水) まで (受付時間帯は、土・日・祝日を除く 8 時 30 分から 17 時までとします。)

(3) 提出場所

周南市 地域振興部 観光交流課

〒745-8655 山口県周南市岐山通 1 丁目 1 番地

#### (4) 提出方法

郵送又は持参

※ 持参の場合の受付時間帯は、土・日・祝日を除く 8 時 30 分から 17 時までとします。

※ 郵送の場合は書留を利用し、期限までに到達するよう送付してください。郵送事故等により申込書類等が提出先に到達しなかったことによる異議を申し立てることはできません。

#### (5) 提出部数

正本 1 部、副本 6 部とします。(見積書及び内訳書は正本 1 部)

### 7 選定方法

#### (1) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書等を提出した事業者を対象に、提出書類に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを行います。詳細につきましては後日、参加表明者に別途通知します。

##### ①実施日

令和 4 年 8 月 19 日 (金) (予定)

##### ②実施場所

周南市役所本庁舎

##### ③実施方法

既に提出された企画提案書等に記載された内容を基に、プレゼンテーションを行います。

※ なお、企画提案書の提出者が 1 者の場合でも、当該企画競争は成立するものとしてします。

※ 新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、オンライン形式により実施する場合があります。詳細については必要に応じ別途通知します。

#### (2) 受託候補者の選定

##### ①評価委員会の設置

企画提案書等の評価は、市が設置する「周南市観光パンフレット制作業務委託プロポーザル評価委員会」が行います。

#### ②評価方法

業務実績、業務実施体制、企画提案内容、(プレゼンテーション・ヒアリング内容) 及び見積金額等を評価基準に基づき総合的に評価します。

#### ③受託候補者の決定

各評価者の評価点の合計点が最も高い提案を行った事業者を、受託候補者として選定します。なお、同点の場合は、見積書の金額が低い者を受託候補者とします。

#### ④最低基準点の設定

各評価者の評価点の合計点には最低基準点を設定しており、それ以上の点数を得た者がいなかった場合は、受託候補者の決定は行いません。

#### ⑤選定結果

令和4年8月22日(月)以降、周南市ホームページで公表します。

#### 【選定結果の公表事項】

- ア 特定された受託候補者名、評価点及び選定理由
- イ 参加者の名称(50音順)
- ウ 参加者の評価点(点数順)

また、プロポーザル参加者全員に「選定結果通知書(様式4)」を電子メール及び文書で送付します。なお、選定結果等についての異議申し立ては受け付けませんが、審査内容に係る質問や説明を求めることができます。

## 8 評価基準及び配点

評価基準及び配点は次の表に掲げるとおりです。

審査項目		評価内容	配点
業務実施体制		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 業務を適切に行える体制か</li> <li>● 過去の実績が十分であるか</li> </ul>	20点
企画提案	コンセプト	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本業務の目的、内容を十分に理解しているか。</li> <li>● 全体のコンセプトや構成は、本市の魅力が十分伝わるものとなっているか</li> <li>● 市内での周遊性や滞在時間の延長、再来訪が期待できるか</li> </ul>	30点
	デザイン能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 思わず手に取り、読んでみたくなる要素が盛り込まれているか</li> <li>● 写真やイラスト、キャッチフレーズ等が効果的に挿入されているか</li> <li>● 本市を知らない人にもわかりやすい内容か</li> </ul>	40点
見積金額		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 提案内容に応じた適正な見積りがされているか</li> </ul>	10点
合計			100点

## 9 プロポーザル実施スケジュール

本プロポーザルは、次のスケジュールで実施します。

① 公募型プロポーザル実施公告	令和4年7月14日(木)
② 実施要領等に関する質疑受付	令和4年7月14日(木)から 令和4年7月25日(月)まで
③ 実施要領等に関する質疑回答	令和4年7月26日(火)
④ 参加表明書の提出期限	令和4年7月29日(金)
⑤ 参加表明者の確認結果の通知	令和4年8月1日(月)
⑥ 企画提案書等の受付期間	令和4年8月2日(火)から 令和4年8月17日(水)まで
⑦ 企画提案書の評価及びヒアリングの実施	令和4年8月19日(金)予定
⑧ 評価結果の通知	令和4年8月22日(月)予定
⑨ 業務委託契約の締結	令和4年8月下旬
⑩ 評価結果等の公表	令和4年8月下旬

## 10 契約（受託候補者特定後）

### （1）提案内容の調整

受託候補者の企画提案書等の記載内容が、原則として契約締結時の業務内容となりますが、本業務の目的達成のため、受託候補者との協議により、内容を修正・変更する場合があります。

### （2）契約の締結

選定された受託候補者との協議が整い次第、周南市契約事務規則（平成 15 年周南市規則第 51 号）に基づいて契約を締結することとします。なお、受託候補者との契約締結ができないと判断した場合は、評価点の次点者と契約締結に向けた交渉を行います。

### （3）守秘義務

本業務の受注者は、業務上知りえた秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。なお、委託業務終了後も同様とします。

## 11 留意事項

### （1）失格事項

参加表明書、企画提案書等の提出された書類について、次の条件のいずれかに該当する場合は、提出書類の全てを無効とし、その者を失格とします。

- ① 提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合
- ② 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合
- ③ 実施要領等で示された提出書類について、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ④ 評価の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- ⑤ ヒアリング等を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合
- ⑥ 見積金額が実施要領に示している事業規模（提案上限額）を超える場合
- ⑦ 公告及び実施要領等に違反すると認められた場合
- ⑧ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

### （2）その他の留意事項

- ① 企画提案書の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は参加者の負担とします。

- ② 緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがあります。この場合において、本プロポーザルに要した費用を市に請求することはできません。
- ③ 企画提案書は、1事業者につき1案とし、複数の提案はできません。
- ④ 提出された参加申込書、企画提案書等は返却しません。
- ⑤ 提出期限後における参加表明書、企画提案書等の差し替え又は再提出は認めません。（市からの指示があった場合を除く。）
- ⑥ 手続きにおいて用いる言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨とします。
- ⑦ 参加表明書の提出後又は企画提案書の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに書面（様式5）により、担当課へ届け出てください。
- ⑧ 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとします。ただし、市が受託候補者の選定に必要な範囲において、無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとします。また、情報公開請求があった場合は、周南市情報公開条例（平成16年周南市条例第36号）に基づき公開することがあります。
- ⑨ 参加表明者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできません。
- ⑩ 企画提案書に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した場合、生じた責任は企画提案書の提出者が負うものとします。
- ⑪ 電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任も負いません。

## 12 問い合わせ先

所在地	〒745-8655 山口県周南市岐山通一丁目1番地
担当部署	周南市 地域振興部 観光交流課
電話番号	0834-22-8372
FAX番号	0834-22-8428
E-mail	kanko@city.shunan.lg.jp